

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和五年十二月一日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）スーパーエバグリーン押熊店

所在地 奈良市押熊町四二二番一ほか

二 述べられた意見の概要

1 奈良市押熊町 住民 A

市道中部第四七号線駐車場出入口の位置について

現在、市道中部第四七号線の交通量は少なく、お年寄りや近隣店舗従業員の通勤路として、自転車や歩行者が安全に利用しています。その道路が一店舗の駐車場出入口道路として計画中だと聞いていますが、市道中部第四七号線を一店舗の駐車場出入口に使わせて良いのか疑問に思います。今、利用している方々の安全も確保できるとは思えず、何か事故があった場合は、どう対応されるのでしょうか。

旧店舗であるケーズデンキ駐車場出入口のように、市道中部第四七号線を使用させずに、店舗敷地から直接主要地方道奈良精華線へ車両の出入りができるように考えてほしいです。

店舗駐車場を広く使用したい考えはわかりますが、今までどおり市道中部第四七号線を安全に利用できるように多くの町民は思っています。

2 奈良市押熊町 住民 B

市道中部第四七号線の歩道設置について

当該店舗の開設にあたり、市道中部第四七号線を店舗駐車場への侵入道路として使用するようですが、それにあたり意見申し上げます。

今回のエバグリーンの開業は地域住民にとって生活が便利になるものと期待しておりますが、市道中部第四七号線における車両通行量は格段に増えると思われる。

市道中部第四七号線は実家の玄関が面しているほか、近隣住民や近隣店舗従業員が生活道路及び通勤道路として歩行利用している人が多く、これまでの交通量

が少ない状況では安全に利用できましたが、当該店舗の開業により交通量が増えた場合、歩行利用者の安全が確保できるか心配されるところです。市道中部第四七号線の利用者の安全のため、必ず歩道を設置していただきたいです。

### 三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

### 四 縦覧期間

令和五年十二月一日から令和六年一月四日まで

### 五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで